全Ｌ協総務２６第１５号

平成２６年４月１０日

一般社団法人　全国ＬＰガス協会

　正会員　各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　一般社団法人全国ＬＰガス協会

ＬＰガスのメーター検針販売に係る消費税の経過措置の適用について

（お知らせ）

　平成２６年４月1日より消費税８％への引き上げとなりましたが、ＬＰガスのメーター検針販売に係る電気料金等の経過措置の適用について平成２６年４月１日前から継続供給契約に基づきＬＰガス料金で平成２６年４月１日から平成２６年４月３０日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの等については、改定前の税率（５％）が適用されることになっています。

　本日（４月１０日）、国税庁課税部消費税室より、ＬＰガス元売業者（卸売業者）がＬＰガス小売り業者の検針に基づき料金が確定する継続供給契約の場合については、改正前の税率（５％）が適用される見解が示されましたのでお知らせ致します。

　なお、既にお知らせしたところですが、ＬＰガス小売業者がボンベのメーター検針による料金の確定については、経過措置が適用されますことを念のためお知らせ致します。

　本件問合せ先：国税庁課税部消費税室

　　　　　　　　　　　　企画専門官　石澤　勇司様

　　　　　　　　　　　　　電話：０３－３５８１－４１６１　（内線）３７４２

以上